

和歌山県水泳連盟 OWS 強化指定選手指定制度規定

第1条 目的

この制度は、一般社団法人和歌山県水泳連盟（以下、本連盟とする）登録団体の指導者及び所属選手に、より一層の競技水準の向上と目標の明確化を促し、本県競技力水準の更なる向上を図るとともに、競泳委員会主催の強化事業等（以下、強化事業とする）を行うにあたっての選手選考指針に資することを目的とする。

第2条 強化指定区分

競技水準により、S・A・Bの各強化区分を規定する。強化指定選手は区分によって本連盟競泳委員会が別途定める補助等を受けることができる。

第3条 強化指定種目

強化指定種目については、5km、10kmを対象とする。

第4条 強化指定選手の要件

強化指定選手になるためには、本条各項の要件を全て満たす者とする。

- 1) 和歌山県内の学校に通学している者
- 2) 対象選手の所属団体が、対象事業実施年度において日水連および本連盟に団体登録を行っていること
- 3) 対象選手が、対象事業実施年度において日水連への個人登録を行っていること
- 4) 男女とも中学3年生以上であること
- 5) 対象選手は、本県より国民体育大会参加資格を有している、または将来資格を有すると本連盟競泳委員会が認めた者
- 6) 本連盟競泳委員会の定める大会（国民体育大会、日本選手権）において以下の結果を残した者
S指定：3位以上 A指定：8位以上 B指定：出場
- 7) 本規定を熟読の上、内容を理解し、その趣旨に同意した者

第5条 強化指定の認定

強化指定の認定は、日水連及び各加盟団体主催の公認大会において樹立した記録とし、以下各項を附則する。

- 1) 強化指定標準記録突者は、本連盟競泳委員会に対して所属責任者が所定様式により申請を行う。
- 2) 強化指定選手については、強化事業におけるホームページ等への選手名等の情報掲載について同意書欄を設け、対象選手及び保護者への掲載可否の確認を申請所属において行う。

第6条 強化指定認定の通知

強化指定認定の通知は、申請書確認後速やかに認定を行い、本連盟よりホームページ上で通知する。

第7条 強化事業への参加の開始

強化事業への参加は、申請書を本連盟競泳委員会へ提出したのちに行われる保険加入手続きが完了後とする。ただし、申請時以降に本連盟競泳委員会の事業がない場合、保険手続きは省略する。

第8条 強化指定選手への補助

中学3年以上の強化指定選手S、Aの選手については補助を行う。補助の内容については本連盟競泳委員会のホームページより通知する。ただし、本連盟競泳委員会の行う事業に不当な理由により参加しない場合、当該年度

の補助を取り消すことがある。

第9条 強化指定の期間及び解除

強化指定の期間については、毎年度4月1日より翌年3月31日までを強化指定期間とする。

ただし、本連盟主催事業等において、強化指定選手としてふさわしくない行動のある者については、本連盟競泳委員会において協議の上、強化指定を解除、もしくは強化指定を行わない場合がある。尚、強化指定の解除に際しては、本連盟よりの通知はこれを行わないものとする。

第10条 本規則の追加・変更

本規定に追加・変更が必要な場合は、本連盟競泳委員会において適宜協議の上、決定する。

第11条 本制度の運用

この規定は、令和5年4月1日より適用する。